

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 令和元年9月13日（金曜日）
午前9時29分～午前11時45分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎 屋 昭 彦 委 員 長 下 井 克 己 副 委 員 長
 徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委 員
 岩 本 明 央 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
 猶 野 智 和 委 員
4. 欠席委員 なし
5. 委員外出席議員
 荒 山 光 広 議 長
6. 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
7. 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 西 田 良 平 観 光 商 工 部 長
 西 村 明 久 商 工 労 働 課 長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時29分開会

○委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査いたしますので、御協力よろしくお願ひ申し上げます。

議長、報告等ございませんか。

○議長（荒山光広君） ございません。

○委員長（戎屋昭彦君） それでは、審査を始めます。

議案第85号美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） それでは、議案第85号美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

これは、水道法及び水道法施行令が改正されたことに伴い、美祢市十文字工業団地水道供給事業給水条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、地方公共団体以外の水道事業者が事業の休止及び廃止を行う際に、市町村への協議が必要な給水人口が5,000人以上であることの条項が追加されたことに伴いまして、同法を引用している条項が繰り下がったことに伴い改正をするものであります。

この条例は、同法令の施行年月日と同様に、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（戎屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 説明をお聞きしまして、ここの工業団地の給水で、1日当たりの給水量というのは大体どのぐらいのレベルになるんですか。

○委員長（戎屋昭彦君） 西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。

1日の給水量というのはちょっと把握しておりませんが、年間給水量といたしましては、今11社入っておるわけですが8万1,121立方メートルの年間の給水量がございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑はございませんか。下井委員。

○委員（下井克己君） この中に「5条に定める基準に適合しないときは」が、「6条に定めるとなる」わけなんですけど、5条と6条の説明をちょっとしていただけますか。

○委員長（戎屋昭彦君） 西村商工労働課長。

○商工労働課長（西村明久君） 水道法施行令のほうの改正で、前は4条に布設工事監督者の資格の項目がございました。

この前に4条として、先ほど申しました給水人口が5,000人以上というものが追加されますので、4条が5条に繰り下げ、それから、それに伴いまして、今回関係する6条になったところにつきましては、給水装置の構造及び材質の基準というのがございまして、その部分でございまして、その条項が繰り下がったということになります。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。それでは、これより議案第85号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたします。

その他委員の皆様方から、何かございましたら発言をお願いいたします。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 前から新聞報道等もありますし、市長も県の秋吉台芸術村廃止に伴って、これを更地にして戻せというふうなことを県に伝えたということ。

この議論は、この施設と——美祢市は県が管理する施設っていうのは、美祢市には秋吉台国際芸術村と秋吉台青少年自然の家と秋吉台ビジターセンター。県が全部204の施設のあり方を見直していきたいということを出しておられますけども、この質疑はどこですればいいんですかね。所管にかかわるところが何件かあると思うんですけども、このほかの施設、もしくは204の中に、美祢市の施設がほかにないかということですよ、この三つ以外に。

これ、どこの所管でやればいいんですか。委員長もしくは議長にお願い。

○委員長（戎屋昭彦君） 荒山議長。

○議長（荒山光広君） 今の件で、どこで質疑をとということでしたけど、さきの総務民生委員会の中で、竹岡委員より、今の3件の詳しい資料についての執行部に対して資料要求がありまして、それが恐らく出てくるだろうと思います。

今の三つの件については、所管はこの教育経済委員会になろうと思いますので、こののち資料が出てきて、この委員会でやれると思います。

具体的には、今度決算の関係がありますので、議会が延長になると思いますけども、そのときに教育経済委員会が開催されると思います。それに間に合うんじゃないかなと思いますので、そのときにできるんじゃないかと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 先日の総務民生委員会で、竹岡委員のほうから資料請求が出たということですよ。どういう資料請求かというのは、ほかの人はわからんわけですよ。それを教育でというのは、ちょっとどういう意味かなと。どういう資料要求があったかっていうのはわからんわけでしょう。それがまた出てから、教育経済委員会を開くということの理解でいいんですか。

○委員長（戎屋昭彦君） 今、秋山委員言われた資料請求につきましては、総務民生委員会で竹岡委員が発言されたということでございまして、実は私もMYT拝見しました。

で、これはちょっとどうなんですかね。波佐間副市長が竹岡委員から資料請求につきまして——要求で御答弁されたと思いますので、そのあたりについて、どういった資料が要求されたということで、時期的にいつごろになるとか、もし、お答えができるようでありましたらお願いしたいと思いますが。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） お答えいたします。

先日の総務民生委員会におきまして、竹岡委員のほうから資料要求がありましたのが、秋吉台国際芸術村、青少年自然の家、ビジターセンターでありますエコ・ミュージアムについて。

とりわけ国際芸術村については、県からの指定管理料が1億6,000万とか、美祢市からが2,800万とかいう、そういう指定管理料の概要と市の職員が2人派遣しているということぐらいの情報しかないので、もっと詳しい全体の事業運営、全体がわかるような資料がないかというようなお問い合わせがありまして、現在、資料を整理して準備しているところでございます。

それから、先ほど秋山委員が言われました県内の204の施設の、県における県施設の見直しについてですけど、先ほど、三つの美祢市内にある施設のほかに、県としては存置するといいますか、継続して管理する部類で、引き続き、複重施設の統合や運営手法の見直しを検討するという範囲の中で、県営住宅と工業用水路ですね、美祢ダムのほうに設置しております県企業局の工業用水路、この二つの施設について、市が直接運営にはかかわっておりませんが、美祢市に存在する施設として、県営住宅と工業用水路があるということを申し添えておきたいと思っております。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） そういう施設って、今初めて聞いた話ですけども、県が管理しておる施設ですよ、この204の中に、今その二つの施設が入っておるということの理解でいいんですかね。ちょっと一覧表にして出してもらえますか。

それとあわせて、この芸術村の設計された方は——設計監理された方は磯崎新さんって超有名な方なんですけども、この方との契約がどういうふうになっておるかというのは県でないとわからんと思いますので、県に問い合わせ、その辺のことを実際に本当にいらえないものかどうなのか。うわさでは、くぎ1本、壁紙1枚いらえないという——許可がいるというふうなことを聞いておるんですけども、実際にそのような契約があるかどうかということですよ。

じゃないと、簡単に更地にして戻せという言葉はなかなか言えないと思うんですよ。それを市長が言ったということは、もう最後の話ですよ。トップが言ったわけですから。そういう認識を持って言われたかどうかということも知りたいし、なおかつ、その26日以降に県が市とどのような話をなされておるのか。

市長は、一般質問があるから議会の冒頭で言わなかったという発言をされました

けれども、本来ならば、冒頭できちんとした——26日に来られてるわけですから、やるべきだと私は思うんですけども、一般質問で答えるということでやらなかったんですけれども。それ以降、26日以降にどのような接触があったのか。そして、どのような話になっておるのかということをお報告していただきたいというふうに思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 秋山委員の御質問ですけれども、国際芸術村の設計者の方と県のほうとの契約についての詳細な取り交わしがどういうふうなものかというものが、実は県のほうから提示していただけるかどうかは、はっきりわかりませんが、そういうものがあるかどうかも含めて、県のほうに問い合わせをして、市のほうに提示していただけるものなら、それは取り寄せて御報告したいというふうに思っております。

それから、26日の県の総務部長が来られた以降に、各セクションに県の担当課のほうに来られて、それぞれ市の担当課と協議といたしますか、接触をしておりますので、その概要についても、また御報告をさせていただければと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） それともう一つ、秋山委員のほうから、県から今回の二百ちよつとですかね、その部分のどういったところが入ってるかっていう資料要求があったと思いますので、この一覧表についても、あわせて御提示していただければお願いしたいと思います。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ただいま御指摘のありました県の204の施設について、また、まとめたものを御提示したいと思います。（発言する者あり）

○委員長（戎屋昭彦君） 委員会は、まだ10月にやる予定です。予定は10月1日に教育経済委員会をやる予定になっています。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） これ、総務民生からも資料請求が出ておることなので、どう言いますか、市長が言われたのは、市長の答弁の中に、議会が受けるというならばというような発言もありましたので、できれば合同審査ができるものであれば、合同ということはどうなんですかね。実際できないものかということをお、ちょっと議長のほうにもお伺いしておきたいというふうに思います。

○委員長（戎屋昭彦君） そのあたり、議長と総務民生委員会の委員長含めまして協議して、また御報告したいと思います。

その他質疑ございませんか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） きょう、所管の方がおられるので、何点か三セクにかかわることについてお伺いをしておきたいというふうに思います。

というのは、この前、お手紙というか、匿名ですので取り上げんでもいいようなものなんですけども、議員のほうに、何人かの議員のほうに来ておるようで。その中に、議会として黙っておるのかというふうな文言がありましたので、やっぱり議会、議員として、三セクについてちょっとお伺いしたいというのが、2点。

1点が美祢観光開発、これは、所管はきょう来ておられる西田部長のところですよね——のことで、そこで、この中身は、今の美祢観光開発、突然、山田社長さんを連れて来られて、全員協議会にも出て来られました。そのときに私が言ったのは、ちょっと履歴を出してもらえんかという話をしたときに、ある次長が、それは個人情報だから出せないというようなことは恐らく皆さん覚えておられると思いますけども。

この手紙の内容は、公的機関ですよ、道の駅。株主でもあり、そして、道の駅は農協も株主であるということで、それも総会経ずにして連れて来られたと。履歴も出てないということで、ぜひ、履歴書をオープンにしていきたいということをおっしゃられます。

と申しますのも、道の駅、大変大きな問題が今起こっておるやに聞いておりますし、市内の業者がどんどん出されておるといことが、地元ではもっぱらのうわさになっております。

それで、この4月以降に地元の業者が何社出されたのかをちょっと調べていただきたいというふうに思います。

そして、もう1点、農林開発のほうはどこになるのかな——農林開発のほうがここになるのかな。（発言する者あり）全部そこですね。農林開発のほうについて、このたび相談役を置かれたという話を聞いておりますが、そういう事実があるかどうかということ。

そして、なおかつ、その相談役ということは西岡市長も了解しておるといふふうに聞いておりますけども、西岡市長と面識があるのかどうか、会議が開かれたかどうかということもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の山田社長のほうの履歴の件でございます。

この件につきましては、会社のほうに、履歴につきましては、再度我々のほうからも申し出て、それを取り寄せるような形をとりたいというふうに思っております。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 会社のほうには全くないそうです。私も問い合わせしております。

今、担当課の三セクの一番もとですよ、あなたのところに履歴書がないっていうのはおかしいんじゃないですか。

そしたら、あなた方がこの社長、大方1,000万弱の報酬を出される話ですよ、この話。600万円とインセンティブ300万円という話。これ話ですから、私の間違いであれば指摘してください。

そういう高い報酬の方の履歴書がないっていうのは、把握してないというのはおかしいんじゃないですかということは今言ってるんです。

○委員長（戎屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

2月25日付での履歴書のコピーが——済みません、今手元にございますが、一部削除されている部分がございます、昭和60年からの履歴が明記されたものは——済みません、今手元にございましたが、それ以前の履歴っていうもの、例えば学歴以降といいますか、そういったようなものについては、我々の手元には、そこは一部削除された状態で、コピーが今——済みません、手元にございました。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 削除しようとしまいと、それをもって雇用されたわけでしょう。そして、市長が連れて来られたわけでしょう。削除されているかどうかわかりませんので、全部配ってください。

そして、どういうふうな形で、その履歴書をもって雇用されたかというのを聞きたいんですよ。それ配ってもらえます。

○委員長（戎屋昭彦君） 済みません。西田部長、資料をいただくこと、お願いできますか。西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの御質問ですが、履歴等につきましては、

以前、全協の中でお示しした部分がございますが、それ以外の電話番号であったりとか、その辺については個人情報ということになると思われまので、ちょっと一部その辺を、御提示できる部分をちょっと検討させていただいた上での提出になるうかと思ひます。(発言する者あり)

○委員長(戎屋昭彦君) 徳並委員。

○委員(徳並伍朗君) 履歴書というものは、市販の履歴書もあるわけでありますが、生まれた日から全部書くようになっています。昭和60年代からというようなことは履歴書じゃない、それは。おかしい、そういうことは。ちゃんと生まれたときからやるべきですよ。それが履歴書なんです。勝手につくったようなことでは履歴書じゃないです。まして削除をするとかおかしい。

これちょっと、本当にもう一遍考え直さんにゃいけないかなと思ひね。

○委員長(戎屋昭彦君) ここで、暫時休憩いたします。

午前 9時54分休憩

午前10時50分再開

○委員(戎屋昭彦君) 休憩前に続き、委員会を開会いたします。西田観光商工部長。

○観光商工部長(西田良平君) 秋山委員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の山田社長のほうの履歴ということでございますが、ここにつきましては、御本人のほうの確認をとった上での提示ということになるうかというふうには我々は考えておりますので、一旦御本人のほうの確認をとらせていただきたいうふうには考えております。

次に、市内業者の4月以降……(発言する者あり)

○委員長(戎屋昭彦君) 秋山委員。

○委員(秋山哲朗君) 今の社長の件についてですけれども、あくまでも今出されておる履歴書をもって、社長に適任であるという判断をされたという確認なんですけど、これでよろしいですかね。

○委員長(戎屋昭彦君) 西田観光商工部長。

○観光商工部長(西田良平君) 3月に開催されました株主総会におきまして、社長ということで、了承、可決をされたということでございます。(発言する者あり)
株主総会の日には、この履歴書そのものが提出された上で、株主のほうの判断という

ことではなかったかというふうに思っております。

続きまして、観光開発、道の駅のほうにおいての4月以降の市内業者の関係の御質問でございます。

ここにつきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、確認の上、提出のほうさせていただければというふうに思っております。

それから、今度は農林開発株式会社のほうの相談役というところでございますが、相談役の就任されたことにつきましては、確認というか認識をしております。相談役につかれた方がいらっしゃることにしましては、我々としては確認といたしますか、そのことはわかっております。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） その方は相談役ですから、どのような形で相談役されたかわかりませんが、いつ相談役に指名されたのか、そして、その方は農林業に長けておられる方か、どういう方なんですかね。

それとあわせて、西岡市長はこの方との御面識があるかないか、または会議を開いておられるのかおられんのか、この点をお聞きしたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの御質問でございます。

5月連休明けあたりだったというふうに思っておりますが、山田社長のほうから市長のほうに、相談役の就任の御相談があったということにつきましては、お伺いはしておるところでございますが、直接的に、そのときに相談役と市長が会われたかどうかということは、確認をとらないと今明確にはちょっとお答えできないというところではあります。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） この方がどういう方かというのは、ちょっと私もよく知りませんが、今言ったように、農林業に長けておられる方かどうかということ。これは西岡市長に確認してください、面識があるかないかということ、それと、会われたことがあるかどうかということですね。

○委員長（戎屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの御質問です。

市長のほうに確認をとらせていただきたいというふうに思います。

それから、この方が農林業にどの程度精通している方かということにつきましては、私どものほうからも会社のほうに、その辺につきましては確認をとらせていただきたいというふうに思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　ここで、暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時40分再開

○委員長（戎屋昭彦君）　休憩前に続き、委員会を開会いたします。西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君）　先ほどの御質問にお答えする前に、私、それまでの答弁の中で、総会等において、社長の承認というふうに言っておりましたが、取締役の承認ということで訂正させていただければと思います。申しわけありません。

それから、農林開発のほうの相談役の件でございます。委員のほうから、社長は直接相談役のほうにお会いになったのかどうかということでございます。

先に社長のほうから相談——済みません。市長のほうから——市長に対しまして、社長のほうから相談、この農林開発の経営とかということ、赤字体質のところもございまして、いろいろそういうところも含めて、改善をするに当たって、相談役を設けたいという御提案があったということでございます。そのときには相談役の方はいらしてなかったということです。

そして、次に経営等について、いろんな事業とか、いろいろそういうことを考える中でお話をしたいというのが、その後ございまして、そのときには、市長が農林開発の事務所のほうに直接行かれて、そのときに初めて相談役とお会いになられたということを市長より確認をとりました。

あと、その方の農林業に対する精通、どの程度精通されているかということでございますが、個別具体的な経歴とか、そういったようなことにつきましては、それほどはお聞きになってないようでございますが、いろんな事業の中で発案といえますか、そういったようなことを言われる中で、社長のほうに相談されるということにつきましては、それはもう社長のほうにお任せしますといえますか、そういう形で、相談役は会社としていろんな事業を展開する上において、相談する必要があるのであれば、それはそれでよろしいんじゃないですかということでは言われていると

いうこととございます。

特に経歴とか、そういうことについての詳しい書類であったりとか、口頭でも、そういうことについては余り詳しいことはお聞きになられてないようです。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、相談役になられたということですけど、それはいつの話ですか。

○委員長（戎屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 済みません。正式な日付等までは今資料としてありませんから、ちょっと申し上げられないんですけども、時期といたしましては5月の10日あたりでございます。

○委員長（戎屋昭彦君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） これは、5月の10日あたりに相談役になられたという、市長も了解しておられるということ。そして、相談役のほうからの会議も持たれたということですよ。農林開発の公社に行かれて、会議を持たれて、概要を聞かれたという事実はあったということですよ。

そして、その相談役のことについては、一切何も知らされていないということですね。だから、正式に相談役になられたのは、5月の10日前後ということの理解でいいですよ。

ひょっとしたら、名刺かなんかこさえておられます。

○委員長（戎屋昭彦君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えいたします。

そうですね、5月の10日ごろでございますが、会社のほうから名刺をつくるってということにつきましての依頼といたしますか、それにつきましてはあったとのことでございます。

○委員長（戎屋昭彦君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前11時45分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年9月13日

教育経済委員長